

○宍粟市障がい者日常生活用具給付等事業実施要綱

令和6年3月18日

宍粟市市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者又は障がい児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に該当する者（以下「難病患者等」という。）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用具の種目及び給付等対象者)

第2条 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「品目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる者（介護保険法（平成9年法律第123号）により給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる者を除く。）とする。ただし、同表の「対象者」欄に掲げる者に該当しない場合であっても、日常生活において当該用具の使用が必要であると市長が特に認めた者については、当該用具の給付等の対象者とすることができる。

2 前項に掲げる対象者は、原則として在宅（別表の「品目」の欄に掲げる頭部保護帽、ストーマ装具及び紙おむつの購入費の支給を受ける者については、入院又は入所している場合を含む。）で生活する者とする。

3 用具の貸与の対象者は、前項に掲げる者であって市民税非課税世帯に属する者とする。

(用具の価格)

第3条 用具の価格は、別表の「基準額」欄に掲げる額とし、その額以内で執行するものとする。

(用具の給付等の実施)

第4条 用具の給付等は、給付等の対象者（これを現に扶養している者を含む。）からの申請に基づき、市が日常生活用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）を選定し行うものとする。

2 用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者は、必要な用具の購入に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者に負担させるべき費用の額（以下「自己負担額」という。）は、用具の購入に要する費用の1割（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、同一の月の自己負担額の上限額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による福祉サービスの利用者負担上限月額に定める額とする。

3 用具の貸与は、無償とし、貸与の期間は、貸与を受けた者が障がい者支援施設等への入所そ

の他の事情により、当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

4 緊急通報装置については、別表に掲げる区分にかかわらず、貸与することができるものとする。この場合の貸与には、レンタルに関する必要事項を定めた委託契約を業者と締結して実施するレンタルも含むものとする。なお、低所得世帯に対して給付する場合は、第2条第2項及び前項により貸与することができるものとする。

5 緊急通報装置を業者に委託して貸与する場合の貸与期間は、貸与決定の日からその日の属する会計年度の終了の日までとする。ただし、貸与期間が終了する日までに貸与の取消しの決定を行わないときは、その日の翌日から起算して1年間は引き続き効力を有するものとする。

(令和7年12月16日・一部改正)

(費用の請求)

第5条 用具を給付した業者が市長に請求できる額は、用具の給付等に必要な用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

(用具の管理)

第6条 市長は、未だ給付等を実施していない用具及び貸与者から返還を受けた用具は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 市長は、用具の給付等を実施するに当たって対象者に次の条件を付するものとする。

(1) 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。なお、目的に反したときは、当該給付に要した費用の一部を返還させることがある。

(2) 用具の貸与を受けた者は、次の条件を遵守しなければならない。

ア 用具の貸与を受けた者又はこれを扶養する者（以下「借受人」という。）は、当該用具を貸与の目的に反して使用してはならない。また、用具を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

イ 借受人は、用具を使用する者が、当該用具を必要としなくなったときは、速やかに市長に返還しなければならない。

3 市長は、借受人が当該用具を貸与の目的に反して使用したと認めるときは、当該用具の返還を命ずるものとする。

(給付台帳の整備)

第7条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするための「日常生活用具給付（貸与）台帳」を整備するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月16日市長決裁）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

（令和7年12月16日・一部改正）

種目	品目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児） (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者（常時介護を要する者に限る。）、下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児又は、重度若しくは最重度の知的障がい者（児）（原則として3歳以上の者） (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	19,600円	5年
	特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者（児）であって、常時介護を要する者（原則として学齢児以上の者） (2) 難病患者等で自力	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年

	で排尿できない者			
入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）で、入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者（原則として3歳以上の者）	障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）で下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者（原則として学齢児以上の者） (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年
移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障がい者2級以上の身体障がい者（児）（原則として3歳以上の者） (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（原則として3歳以上の者）	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年
訓練用ベッド	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（原則として学齢児以上の者）	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年

		(2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者			
自立生活支援用具	入浴補助用具	(1) 下肢又は体幹機能障がい者(児)であつて、入浴に介助を必要とする者(原則として3歳以上の者) (2) 難病患者等で入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)(原則として学齢児以上の者) (2) 難病患者等で常時介助を要する者	対象者が容易に使用し得るもの(手すりをつけ手すりつきの場合)。ただし、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 5,400円増	8年
	頭部保護帽	下肢機能、体幹機能若しくは平衡機能障がい者(児)で起立・歩行時に頻繁に転倒する者又は重度若しくは最重度の知的障がい者(児)及び重度の精神障がい者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を衝撃から保護する性能を有するもの	スポンジ・革製 15,200円 スポンジ・革・プラスチック製 36,750円	3年
	歩行補助杖(一本杖)	下肢機能又は体幹機能若しくは平衡機能障がい者(児)で歩行障がいがあり、支持が必要な身体障がい者(児)	T字状・棒状の杖	木材・ニス塗装 2,266円 軽金属・塗装なし 3,090円	3年

			夜光材付は422円（全面夜光材は1,236円）増、外装に白色又は黄色ラッカー使用の場合は267円増	
移動・移乗支援用具	<p>(1) 下肢機能又は平衡機能若しくは体幹機能障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障がい者（児）（原則として3歳以上の者）。ただし、抱っこひもは、医師により必要性があると認められる者に限る。</p> <p>(2) 難病患者等で下肢が不自由な者</p>	<p>おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ及び抱っこひも等であること。</p> <p>ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く。</p>	60,000円	8年
特殊便器	<p>(1) 上肢機能障がい2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（原則として学齢児以上の者）</p>	<p>足踏ペダルで温水温風を出し得るもの又は知的障がい者（児を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	151,200円	8年

	(2) 難病患者等で上肢機能に障がいのある者			
火災警報器	障がい等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。ただし、1世帯に2台を限度とする。	15,500円	8年
自動消火器	(1) 障がい等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯） (2) 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障がい2級以上の身体障がい者（視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）又は18歳以上の重度又は最重	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年

		度の知的障がい者（知的障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）			
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）（原則として学齢児以上の者）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の身体障がい者（児）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。）	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー	(1) 呼吸機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上の者） (2) 難病患者等で呼吸器機能に障がいのある者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	36,000円 電気式たん吸引器との両用器については、72,500円	5年
	電気式たん吸引器	(1) 呼吸機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者（原則として学	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400円 ネブライザーとの両用器については、72,500円	5年

		齢児以上の者) (2) 難病患者等で呼吸器機能に障がいのある者			
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)(視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)(原則として学齢児以上の者)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)(視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	難病患者等で現に人工呼吸器を装着している者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者(児)又は肢体不自由者(児)であって、発声又は発語に著しい障がいを有する者(原則として学齢児以上の者)	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者又は障がい児が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい又は視覚障がい2級以上で、周	パソコンを使用する場合に必要なとなる周辺機	100,000円	6年

	<p>周辺機器を使用しなければパソコンの操作が困難であると認められる者（原則として学齢児以上の者）</p>	<p>器やソフト等（パソコンは除く。1人1回限りとする。） ア 周辺機器 イ アプリケーションソフト</p>		
	<p>視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）（原則として学齢児以上の者）</p>	<p>視覚障がい者用地上デジタル対応ラジオ（地上デジタル放送に対応し、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの）</p>	29,000円	
点字ディスプレイ	<p>視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者</p>	<p>文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの</p>	383,500円	6年
点字器	<p>視覚障がい者（児）であり、視力の低下又は視野狭窄がある者（原則として学齢児以上の者）</p>	<p>視覚障がい者（児）が容易に使用できるもの（点筆を含む。） ア 標準型</p>		5年
		<p>A 32マス18行、両面書真鍮板製</p>	10,712円	
		<p>B 32マス12行、片面書プラスチック板製 イ 携帯用</p>	6,798円	
		<p>A 32マス4行、片面書アルミニウム製</p>	7,416円	
		<p>B 32マス12行、片面書プラスチック製</p>	1,699円	

点字タイプ ライター	視覚障がい2級以上の 身体障がい者（本人が就 労若しくは就学してい る又は就労が見込まれ る者に限る。）	視覚障がい者が容易に 操作できるもの	63,100円	5年
視覚障がい 者用ポータ ブルレコー ダー	視覚障がい2級以上の 身体障がい者（児）（原 則として学齢児以上の 者）	音声等により操作ボタ ンが知覚又は認識でき、 かつ、DAISY方式による 録音及び当該方式によ り記録された図書の再 生が可能な製品であつ て、視覚障がい者（児） が容易に使用できるも の	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
視覚障がい 者用活字文 書読上げ装 置	視覚障がい2級以上の 身体障がい者（児）（原 則として学齢児以上の 者）	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号に 変換して出力する機能 を有するもので、視覚障 がい者（児）が容易に使用 し得るもの	99,800円	6年
視覚障がい 者用読書器	視覚障がい者（児）であ って、本装置により文字 等を読むことが可能と なる者（原則として学齢 児以上の者）	画像入力装置を読みた い物（印刷物等）の上に 置くことで、簡単に拡大 された画像（文字等）を モニターに映し出せる もの（音声で読み上げる 機能付のものを含む。） 又は音声で読み上げる 機能のみもの	198,000円	8年
視覚障がい	視覚障がい2級以上の	視覚障がい者が容易に	解読時計	10年

者用時計	身体障がい者（音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため解読式時計の使用が困難な者を原則とする。）	使用し得るもの	10,300円 音声時計 13,300円	
聴覚障がい者通信装置	聴覚障がい者（児）又は発声又は発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊通連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい者（児）が容易に使用できるもの	30,000円	5年
聴覚障がい者情報受信装置	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付の聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
人工内耳用体外装置	現に人工内耳を装着している聴覚障がい者（児）であって、装用後5年を経過するものうち、医療機関において医療保険等の給付制度を利用して本装置の買換えができないと判断	現に装着する人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有し、聴覚障がい者（児）が容易に使用できるもので、医師が適当と認めたもの	1,000,000円	5年

	されたもの。ただし、本人の故意又は過失による破損、代替品の購入を理由とする場合を除く。			
人工内耳用 充電電池	人工内耳を装着している聴覚障がい者（児）	聴覚障がい者（児）が容易に使用できるもの		17,280円 1年
人工内耳用 充電器	人工内耳を装着している聴覚障がい者（児）	聴覚障がい者（児）が容易に使用できるもの		25,920円 10年
人工内耳用 イヤモールド	人工内耳を装着している聴覚障がい者（児）	聴覚障がい者（児）が容易に使用できるもの		9,000円 3か月
人工内耳用 マイクロホン カバー	人工内耳を装着している聴覚障がい者（児）	聴覚障がい者（児）が容易に使用できるもの		2,808円 1年
人工喉頭	音声又は言語障がい、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者（主に喉頭摘出者を対象とする。）	笛式	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,150円 4年 気管カニューレ付は3,193円増
		電動式	顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	72,203円 5年 (電池・充電器を含む)
福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として	障がい者が容易に使用し得るもの		83,300円

		必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）			
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	障がい者が容易に使用し得るもの	7,700円	
	視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障がい者（児）	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で、点字プリンタとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円—	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者（児）	点字により作成された図書	市長が必要と認めた額	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	消化器系	直腸機能障がい者で、人工肛門のストーマ	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（皮膚の	9,460円 月額

		を造設した者	保護、排泄物の漏れ防止及び皮膚への装具密着等のために使用する用品を含む。)		
	尿路系	膀胱機能障がい者で、尿路変更のストーマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。(皮膚の保護、排泄物の漏れ防止及び皮膚への装具密着等のために使用する用品を含む。)	12,430円 月額	
紙おむつ	次のいずれかに該当する者(原則として3歳以上の者) ア 脳性麻痺等脳原性運動機能障がい又は指定難病が原因の肢体不自由2級以上の者で、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者(児)として判定され、排尿又は排便の意思表示が困難であり、恒常的に紙おむつを必要とする者 イ 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん若しくは		紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品	20,507円 月額	

		<p>ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者又は先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい若しくは高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつを必要とする者</p>			
	収尿器	膀胱機能障がい、排尿のコントロールが困難な者又は尿路変更のストーマを造設した者	<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの</p> <p>ア 男性用 ラテックス製又はゴム製</p> <p>A 普通型 7,931円</p> <p>B 簡易型 5,871円</p> <p>イ 女性用</p> <p>A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 8,755円</p> <p>B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付き（採尿袋20枚を1組とする。） 6,077円</p>		1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	(1) 下肢機能若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴う	200,000円	1人1回限り 基準額を

		行性の脳病変によるもの 運動機能障がい（移動 機能障がいに限る。） を有する者であって 障がい等級3級以上 の者（ただし、特殊便 器への取替えをする 場合は上肢障がい2 級以上の者）（原則と して3歳以上の者） （2）難病患者等で下肢 又は体幹機能に障が いのある者	ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動 の円滑化のための床 又は通路面の材料の 変更 エ 引き戸等への扉の 取替え オ 洋式便器等への便 器の取替え カ その他住宅改修に 附帯して必要となる 住宅改修	上限と し、複数 回申請可
--	--	---	---	---------------------

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱うものとする。
- 2 難病患者等については、医師の意見書等を提出するものとする。